

《事故情報》

下水道点検作業中、作業員4人がマンホールに転落・死亡（硫化水素中毒）

（一社）大阪府高圧ガス安全協会
事務局

令和7年8月2日午前9時30分頃、埼玉県行田市長野で「作業員がマンホールに落ちた」と消防に通報がありました。

50代の男性作業員4人がマンホールの中に転落し、午後4時頃までに救助され、意識不明の状態で病院に搬送されましたが、その後4名とも死亡したという事です。

事故原因の詳細は不明ですが、本事故の状況から学べる教訓を職場で考えていただき、自主保安力の強化に役立てていただきたく、情報を配信させていただきます。

1. 事故概要

- （1）発生日時：令和7年8月2日（土） 午前9時頃
- （2）発生場所：埼玉県行田市長野の下水道点検作業中のマンホール内
- （3）作業状況：作業開始直後、男性作業員1名が深さ10m以上ある地下に向けて降りている途中大きな声を出し、落下した。その後、助けに向かった3人が次々に転落した。
 - ・転落防止の安全帯の未装着
 - ・酸欠防止のためのマスクの未装備
 - ・作業開始時、硫化水素濃度30ppmが計測されたが、検知器の警報が鳴らず作業開始。事故後、硫化水素濃度を測定した際、濃度150ppm以上を計測（安衛法の管理濃度は10ppm以下）。尚、報道では硫化水素濃度の測定位置不明。
- （4）物的被害：物損は不明
- （5）人的被害：午後4時頃までに4名が救助され、病院に搬送されたが意識不明。
その後4名とも死亡が確認された。
- （6）推定事故原因：下水道工事現場のマンホール内は酸素欠乏症或いは硫化水素中毒になるおそれのある場所で、下水道管理設位置によりマンホールは高所作業となりえます。
転落防止措置が取られていなかった事、空気呼吸器などの保護具がなかった事、緊急事態時の対応方法が徹底されていない事（酸欠・硫化水素中毒事故の場合、空気呼吸器などを装着しないで救出に向かうと2次被害が出る）、管理濃度以上で作業を行った事（検知器の警報が鳴らなかったのは検知器が酸素濃度計の可能性有）、適切な位置で硫化水素濃度を測定していなかった事が原因の一因と考えます。

非定常作業において作業現場の危険性を洗い出し、その対応策を現場作業員に周知し、必要に応じて法定責任者の選任、確実に監督させることが必要になります。

2. 報道記事（添付します：出典：読売新聞（オンライン）、NHK ニュース）

- （1）インターネット情報

「行田マンホール事故」で検索すると出てきます。

以 上

埼玉 行田 4 人死亡事故 “落下防止器具装着せず”会社明らかに

2025 年 8 月 4 日 5 時 17 分

2 日、埼玉県行田市で作業員 4 人がマンホールの中に次々に転落して死亡した事故で、作業員の勤務先の会社は、4 人はいずれも落下防止器具を装着せずに内部に入り転落していたことを明らかにしました。



2 日、行田市長野で下水道管の点検作業をしていた作業員 4 人がマンホールの中に転落し、その後、全員の死亡が確認されました。

亡くなったのは、いずれも、さいたま市に本社がある下水道調査などを行う「三栄管理興業」の 50 代の社員でした。

警察によりますと、2 日午前 9 時ごろから作業を開始して、はじめに 1 人が転落し、その後、助けようとした 3 人も次々に転落したとみられています。

3 日夜、会社が今回の事故の経緯などを書面で明らかにしました。

それによりますと、はじめに転落した 1 人は午前 9 時 20 分までの 10 分間に深さ 10 メートル以上ある地下に向けて降りていったということです。

その際、落下防止器具は装着しておらず、深さ数メートルのところにいた作業員の大きな声がしたあと、水に落ちたような音がしたのを別の作業員が聞いたとしています。

その後、助けに向かった 3 人も落下防止器具を装着していなかったとしています。

また、4 人が転落した直後、硫化水素の濃度を測定するガス検知器は安全に作業するために法律で基準としている 10ppm を大幅に超える 150ppm 以上を検知した表示だったということです。

警察は 4 人の死因の特定を急ぐとともに作業の安全管理に問題がなかったか詳しく調べることにしています。

会社がコメント

「三栄管理興業」は 3 日、コメントを発表しました。

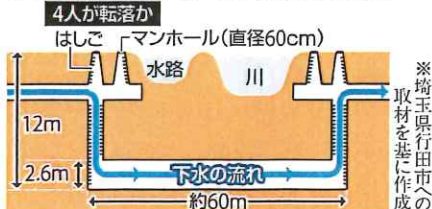
このなかで「亡くなられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆さまには深くおわび申し上げます。事故の原因究明に全面的に協力し、今回の事態を厳粛に受け止め、再発防止に向けた対策を速やかに講じてまいる所存です」としています。

行田マンホール転落、内部の硫化水素濃度が国基準値の15倍超...死亡の4人はマスク装備せず



転落した作業員の救出にあたる消防隊員ら（2日午後2時53分、埼玉県行田市で）＝佐藤秀憲撮影

事故現場のマンホールと下水管の構造



事故現場のマンホールと下水管の構造

埼玉県行田市で2日、下水道管を点検していた作業員4人がマンホールに転落して死亡した事故で、内部から検出された有毒な硫化水素の濃度が作業を許容される国の基準値の15倍超に上っていたことが、点検を受注した土木会社への取材でわかった。県警行田署は、4人が硫化水素を吸い込んだ可能性があるとして死因の特定を進め、業務上過失致死の疑いでも調べる。

行田署は3日、死亡した4人は市から点検を受注した「三栄管理興業」（さいたま市）の社員で、県内に住む〇〇（53）、〇〇（56）、〇〇（54）、〇〇（54）と発表した。

〇〇さんが2日午前、二つあるマンホールのうち一方からはしごで、水流を止めた下水管の底に下りようとした際、意識を失い落下し、助けようとした3人も転落したとみられる。4人は水深約1・8メートルの下水管から救出されたが、病院で死亡が確認された。それぞれ目立った外傷はなかった。

労働安全衛生法は、硫化水素が発生するおそれのある場所では、濃度が「10ppm以下」になるよう換気するなどの対策を定めている。

三栄管理興業によると、作業開始時に30ppmが計測されたものの、検知器の警報が鳴らなかったとして作業を続けたが、4人の転落後に「150ppm以上」を計測した。4人は転落を防止する安全帯、酸欠を防ぐマスクを装備していなかった。

行田署は同社の安全管理に問題がないかを調べる。

関連ワード

#さいたま市

#埼玉県行田市